

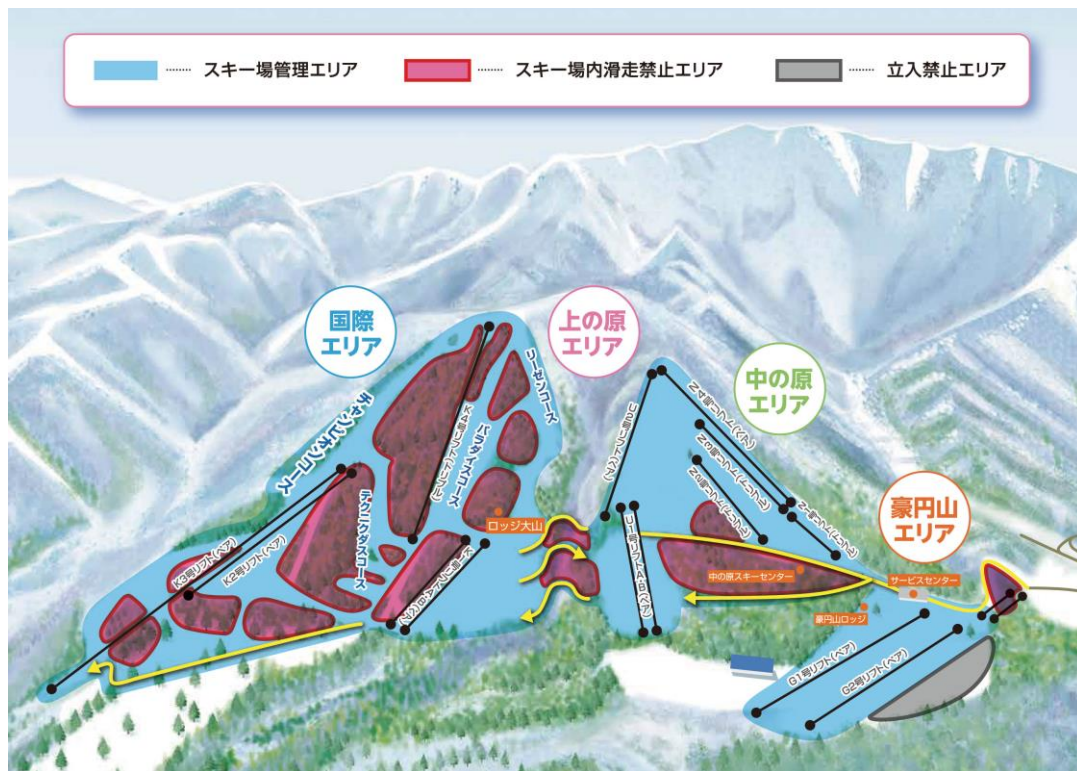
スキー場利用約款

だいせんホワイトリゾート
株式会社だいせんリゾート
鳥取砂丘大山観光株式会社

(目的と適用範囲)

第1条 当約款は、だいせんホワイトリゾート【ゲレンデ及び付随する施設】(以下「当スキー場」という)を利用される方(以下「利用者」という)の安全利用の維持向上を目的としております。当スキー場の利用は当約款の定めるところにより行います。当約款に定めのない事項については当スキー場が定める諸規則のほか関係法令に定めるところにより、法令に定めのないときには「スノースポーツ安全基準」(全国スキー安全対策協議会・2013年10月改訂版)に準じるほか、一般の慣習によります。

【だいせんホワイトリゾートが管理するゲレンデ及び付随する施設】



(行動規則)

第2条 スキー・スノーボード等には、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。当スキー場の利用者は次の事項には、ご注意ください。

1) 他の利用者への危険行為の禁止

他人を傷つけたり、おびやかしたりしないでください。

2) 滑走時の一般的注意

常に前方をよく見て滑り、地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の利用者や事物を避けられるよう、

滑り方を選んでください。

- 3) 先行者への配慮
前にいる人の滑走を妨害しないでください。
- 4) 追い越し
追い越すときは、その人との間隔を十分にあげてください。
- 5) 周囲の確認
滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上下左右方向をよく見て自身や他の利用者の安全を確かめてください。
- 6) コースをふさぐ行為の禁止
コースの中で座り込まないでください。せまい所や上から見通せないところでは特に危険ですので、立ち止まることも慎んでください。転んだときはすばやくコースをあけてください。
- 7) コース利用時の注意事項
登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用してください。
- 8) 流れ止めの装着
スキー、スノーボード等用具には、流れないように流れ止め装置をつけてください。
- 9) 標識や警告・指示の遵守
掲示・標識・場内放送等の注意を守り、パトロール隊やスキー場スタッフの指示に従い、事故防止に努めてください。
- 10) 相互扶助及び協力義務
事故に遭遇したときは救助活動と通報に協力してください。また、当事者・目撃者を問わず身元を確認させていただくことがあります。
- 11) お子様の保護者または付添人は、次のことを守ってください。
 - ① お子様へスキー場で守るべき当約款で定めるルールについて教えてください。
 - ② お子様の能力を見極め、お子様を危険に遭わせないように努めてください。
 - ③ 保護者、付添人の目の届かないところでお子様に単独行動をさせないでください。

(注意事項)

第3条 スキー・スノーボード等をする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動してください。

- 1) 雪・風・霧など、天候による危険
- 2) がけ、急斜面、凹凸など、地形による危険
- 3) アイスバーン・深雪・吹きだまり・なだれなど、雪質や雪面の状態による危険
ツリーウェル（樹木のそばに空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けに伴い樹木周りに露出した地面）なども含む
- 4) 立木・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- 5) リフト施設・人工降雪設備・建物・標識・ロープなど、人工の工作物との衝突による危険
- 6) スノーモービル等の雪上車両との衝突の危険

- 7) スノーパークの利用に伴う危険
- 8) スピードの出し過ぎによる危険
- 9) 不適切な用具・整備されていない用具の使用による危険
- 1 0) 他の利用者との接触や衝突による危険
- 1 1) みずからの失敗による危険

(禁止事項)

第4条 当スキー場の利用に関して以下の行為を禁止と致します。

- 1) 当スキー場管理エリアの外で滑走すること。
- 2) 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走すること。エリア内でもロープをくぐる行為やコースに指定されていない所で滑走すること。
- 3) 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること。
- 4) 他のスキーヤー等の間近を滑走すること。
- 5) 他のスキーヤー等の滑走を妨げること。
- 6) ゲレンデ内に許可なくジャンプ台やコブ等を作成、ポール等の工作物を設置、スノーモービル等の乗入れや走行、ドローンを含む無線航空機を飛行させること。
- 7) スノーモービルや圧雪車(ゲレンデ整備車)を含む全ての雪上車輦に近づくこと。
- 8) リフトの運行を妨げること。
- 9) 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること。
- 1 0) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること。
- 1 1) ペット(犬や猫など)やその他動物をゲレンデの中に放つこと。
- 1 2) 空き缶、たばこの吸殻、その他の物品を所定の場所以外に捨てたり放置したりすること。
- 1 3) 法令に反すること。
- 1 4) その他、これらに類する行為。

(賠償請求及び費用負担)

- 第5条 1) 当社では、スキー場の行動規則、注意・禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。
- 2) 本約款等に違反又は、当スキー場管理エリアの外に出たスキー場利用者又はその知人等から当社に遭難救助及び救助の申告があったときは、当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行いますが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。

(不可抗力)

第6条 天災その他の不可抗力に基づく事由により、当スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

(その他)

- 第 7 条 1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行) による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等(暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員)の方々のご利用は、固くお断りいたします。
- 2) ゲレンデ及びレストランへのペットの入場はご遠慮ください。ただし介助犬、聴導犬、盲導犬は除きます。また当スキー場は公道(県道)がゲレンデ内を横断しており、すべての入場を規制するものではありません。しかしながら当スキー場内の公道(県道)は、ゲレンデの一部として利用していますので、お互いが気持ちよく過ごせるようマナーを守り、ペット(犬や猫など)や動物のフン等の始末は飼い主の責任において適切に処理して下さい。

附 則

1. この利用約款は平成 30 年 10 月 1 日より実施する。